島本町教育委員会　会議録（令和８年第９回　定例会）

会議録確認委員	会議録記録者
西尾　一実	教育総務課　小林　貴衣

日　　時	令和８年８月５日（水） 午前９時３０分　～　午前９時４８分
場　　所	島本町役場４階　議会第３・第４会議室
出　席　者 委員及び事務局職員	横山寛教育長、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、南田篤志次長 （教育総務課）伊藤康浩課長、乾真琴参事 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長 （保育幼稚園課）廣井信弥課長、松本雄太参事 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
欠　席　者 委　　員	髙岡理恵教育委員、細見知子教育委員
議　　題	第２５号議案　令和８年度教育費補正予算（案）について 第２６号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について 第２７号議案　島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について 第２８号議案　令和７年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について
議決事項	第２５号議案、第２６号議案、第２７号議案、第２８号議案
教育長の報告の要旨	別紙議事録のとおり
そ　の　他	傍聴者なし

教育長　　本日、髙岡教育委員及び細見教育委員から、島本町教育委員会会議規則第３条第３項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は３名です。定足数を満たしておりますので、令和８年第９回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第１７条第２項の規定に基づき、会議録確認委員は西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第２５号議案「令和８年度教育費補正予算（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長　　それでは、第８号報告第２５号議案「令和８年度教育費補正予算（案）について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１３号に該当するため、議決を求めるものでございます。

それでは、まず、教育総務課所管分の補正予算から御説明いたします。

議案資料３ページを御覧ください。

歳出でございます。

歳出内訳説明書の事業名：給食事業、節：負担金、補助金及び交付金、細節：補助金１００千円でございます。

本予算は、国の給食費負担軽減交付金の創設に伴い、島本町小学校給食非喫食者支援対応補助金を設置し、食物アレルギー等により学校給食の提供を恒常的に受けることができない町立小学校児童の保護者に対し、非喫食者支援を実施するため、新たに予算要求させていただくものでございます。

教育総務課所管分については、以上でございます。

保育幼稚園課長　　続きまして、保育幼稚園課所管分について御説明します。

同じく資料の３ページを御覧ください。

「歳入」でございます。

上段の表１行目の「目：過年度収入」、「節：過年度国庫支出金」のうち「過年度幼稚園費国庫負担金」２２万８千円及び２行目の「節：過年度府支出金」のうち「過年度幼稚園費府負担金」１１万４千円の増額につきましては、令和６年度に国及び大阪府から交付を受けた負担金について、実績の再確定に伴い、追加交付を受けることによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員　　歳出の学校管理費の方で島本町小学校給食非喫食者支援対応補助金というふうにあるんですけども、この制度そのものが余りよく分かっていないので説明を頂けたら有り難いです。

教育総務課長　　小学校費の給食費につきましては無償化となっておりますが、アレルギーなどの対応により給食提供を受けていない児童につきましては給食のある日はお弁当を持ってきて対応したり、そういった事情でも学校に来られている方についてはこちらで食べられたりしていますけれども、無償で給食を食べられている方との公平性を保つために、そういった給食提供を受けていない児童家庭に対しまして補助金を支給するものでございます。以上でございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました

それでは、第２６号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域

型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

保育幼稚園課長　　それでは、第２６号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

本案件は、令和８年９月３日から開かれる町議会９月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１３号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料の７ページを御覧ください。

７ページから８ページまでが、この度の条例改正案の改め文でございます。

改正内容について、添付資料に基づき御説明申し上げます。

資料の９ページを御覧ください。

提案理由は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、及び預かり保育料の納期限を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要は、資料に記載するとおりですが、具体に新旧対照表を用いて御説明します。

資料の１０ページを御覧ください。

まず、第８条の改正は、預かり保育及び長時間の預かり保育に係る預かり保育料の納期限を利用月の翌々月の１０日に改めるものでございます。

現在、町立保育所の延長保育料の納期限は、利用月の翌々月の１０日と定められています。一方、町立幼稚園の預かり保育料の納期限は、預かり保育に係るものにあっては利用日の当日、長時間の預かり保育に係るものにあっては利用月の翌月の１０日となっています。このため、預かり保育に係る保育料の都度払いに伴う保護者負担等の解消及び各種時間外保育料の徴収事務の運用の統一化を図る観点から、預かり保育料の納期限を延長保育料の納期限に合わせるものでございます。

次に、別表第２備考３の改正は、長時間の預かり保育に係る預かり

保育料における幼児教育・保育の無償化に伴う控除額を１か月当たり１２，３００円に引き上げるものでございます。

国において、近年における物価上昇等の経済情勢の変化に鑑み、保護者の経済的負担を軽減することにより、幼児教育・保育の無償化の推進及び子育て支援の充実を図るため、令和８年５月に子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則が改正され、令和８年１０月１日から施設等利用費の支給上限額が引き上げられることになりました。当該政令の改正により、幼稚園等において在籍園児を対象に実施する一時預かり事業に係る施設等利用費の支給上限月額については、現行の１１，３００円から１２，３００円に引き上げられます。

現在、保育認定を受けた町立幼稚園の園児が利用する長時間の預かり保育に係る預かり保育料については、その日額単価に一月の利用日数を乗じて得た額から施設等利用費の支給上限月額に相当する額を控除した額を、その月の預かり保育料として徴収する方法を取っています。今回、子ども・子育て支援法施行令の改正により施設等利用費の支給上限月額が引き上げられることから、これに合わせて当該控除額を引き上げるものでございます。

その他の改正は、規定を整理するものでございます。

施行期日は、令和８年１０月１日でございます。ただし、規定の整理に係る改正については、公布の日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員　　長時間の預かり保育の利用状況というのが現状どれくらいあるのか、どういう傾向にあるのかを教えていただければと思います。

保育幼稚園課長　　長時間の預かり保育の利用状況についてのお尋ねでございます。現在第一幼稚園におきましては、幼稚園使いの園児と、保育所使いの園児の２種類がございます。この保育所使いの園児につきましては、現在第一幼稚園の制度で申しますと就労支援型の枠で受け入れている園

児でございまして、この枠では現在は３０名ちょっとの園児が在籍しております。

これらの園児につきましては、朝の７時半から夜の７時までの長時間の預かり保育を利用できることになっております。基本的に朝一から利用する園児というのは限られておりまして、また、夜７時の閉園時間間際まで利用する園児というのも限られているんですが、おおむね教育課程が終わる２時から大体５時ぐらいまでは、３０名強おります保育所使いの園児の多くが預かり保育を利用している状況というふうに聞き及んでいます。以上でございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第２７号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

保育幼稚園課長　　それでは、第２７号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

本件につきましては、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１５号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料の１３ページを御覧ください。

「島本町子ども・子育て会議委員名簿（案）」でございます。

このたびの委嘱予定者は、９番の髙倉千佳（たかくらちか）氏でございます。

前任の中尾委員が、所属するＲＩＣホープ水無瀬保育園から異動され、委員を退任されたことに伴い、運営法人から、新たに、当該保育園

の後任の園長である髙倉氏を御推薦いただいたものでございます。

任期は、前任者の残任期間である令和９年３月３１日までででございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第２８号議案「令和７年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長　　それでは、第２８号議案「令和７年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第２０号に該当するため、議決を求めるものでございます。

それでは、資料１７ページ以降の点検・評価に係る結果報告を御覧ください。

はじめに、表紙に「素案」と記載しておりますが、外部有識者並びに教育委員の皆様の御意見を踏まえた資料となっておりますことから、「素案」ではなく「案」の誤りです。申し訳ございません。

それでは、内容の御説明をさせていただきます。

点検・評価に係る結果報告につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２６条第１項において、「教育委員会は、毎年、

その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められておりますことから、行うものでございます。

点検・評価の実施に当たりましては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」こととなっているため、２名の学識の先生からの御意見・御助言を頂いております。

昨年度に引き続き、武庫川女子大学の長井勘治特任教授、大阪成蹊大学教育学部、中村公美子氏にお願いしており、それぞれ有識者の立場から、御意見・御助言を頂いております。

頂いた助言等につきましては、今後の教育・保育に係る施策や重点目標の設定に当たりまして、現行施策の見直しを含めて検討し、反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、作成しました点検・評価結果報告書につきましては、町議会９月定例会議における報告の後、町ホームページを通じて住民の皆様にも公表する予定としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

（「なし」の声あり）

教育長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

以上をもちまして、令和８年第９回教育委員会定例会を閉会いたします。